



議案第七号

三朝町国民健康保険診療所条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険診療所条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十二年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

三朝町条例第

号

三朝町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険診療所条例（昭和四十五年三朝町条例第四十二号）の一部を次のよ
うに改正する。

第二条中三朝町国民健康保険旭診療所の項を削る。

附則第五項を削る。

附 則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。